

平成30年4月25日
(照会先)
経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

機構職員による保険料等の着服について

鶴岡年金事務所 厚生年金徴収課に在籍していた職員(30代男性 現在:本部人事部付)が、事業所より現金で領収した保険料等の一部を着服(1事業所分 24万円(現時点))していたことが判明いたしました。

このような事態が生じたことは、誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

当機構といたしましては、事実関係をさらに調査するとともに、近く告発する方針です。

さらに関係者に対しても厳正な処分を行ってまいります。

また、今般の不祥事を重く受け止め、再発防止の徹底を図るとともに、職員の規範意識の向上に努めてまいります。

以上